

令和元年度第5回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和2年2月20日（木）午前10時～午前10時30分

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 都築真琴

4 欠席委員

川畑博昭 深津有香

5 説明のために出席した職氏名

中消防署係長：鈴木保孝

国保年金課長：堤谷文雄 同副課長：酒井啓滋 同係長：望月千津子

6 審査会事務局職員

総務文書課長：中根敏裕 同副課長：倉橋浩二 同係長：森聡子 同主事：内田百香

7 議題

個人情報目的外提供報告（中消防署）

8 議事（要旨）

（事務局：中根）

本日は、令和元年度第5回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは会議に先立ちまして、今日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、議事の執りまわしを山崎会長にお願いいたします

（山崎会長）

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は川畑委員と深津委員が都合により欠席ですが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第5回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。それでは本日の議事に入ります。中消防署から「救急業務」に係る個人情報の目的外提供について説明をお願いします。説明は情報を収集する国保年金課が行いますが、まずは事務局から前回までの経緯の説明をお願いします。

（事務局）

「救急業務」に係る個人情報の目的外提供については令和元年11月25日と令和2年1月16日に行われた審査会で議論いただいた案件です。前回の審査会で、優先順位が加害者請求、被害

者請求、国保と任意保険等の按分であるということの根拠資料を提示してほしい、○交レセの漏れがあるという話だったがどれくらいの漏れがあるのか、消防からのデータの提供を受けない現状の枠組みの中でどのような取組みを行っていて、どこまで求償に繋げているのかをもう少し説明してほしい等の御意見をいただきました。

それでは国保年金課から事前に郵送で配布させていただいた資料により前回あった御意見等について説明させていただきますので、お願いします。

(国保年金課：酒井副課長)

事前に配布した資料の説明をさせていただきます。1枚目は右上に資料⑩と書いてあるA4の紙になります。事前送付資料の説明等が書いてあります。1枚めくっていただきますと右上に資料⑪と書かれた「岡崎市国民健康保険の第三者行為求償事務に係る個人情報の収集対応マニュアル」が両面で12ページ分あります。その後は資料⑥(追記)と書かれたA3カラーの資料です。その資料を1枚めくっていただくと右上に資料⑫と書かれた「自治体担当者のための第三者行為求償の実務&代位取得から示談・交渉まで」と書かれた資料が両面印刷で4ページ分あります。最後に資料⑬と書かれた最高裁判例が両面印刷で4ページ分あります。以上の資料を使って、本日は説明させていただきます。

はじめに前回の審査会で資料が提出出来なかった、自賠償からの支払い優先順位につきまして、国保年金課長より説明させていただきます。

(国保年金課：堤谷課長)

前2回に渡り本課提出案件につきまして慎重な審査いただきありがとうございます。また、審査会説明における一部解釈の誤り、資料提出が遅滞したことについてお詫び申し上げます。

本日は、先に審査いただき御指摘いただいた件について順番に説明させていただきます。

まず私からは、自賠償保険における求償順位の優先劣後について、先の審査会におきまして「口頭確認だけではなく、資料提示を」との御指摘について説明をさせていただきます。

自賠償保険の優先順位につきましては、先に審査会にて①加害者請求(自賠償法15条)、②被害者請求(自賠償法16条)、③国保・任意保険等で按分との説明をさせていただきました。

自賠償保険は、賠償責任保険であり、賠償責任を負って被害者側に賠償金を支払った加害者側が、本来自賠償保険を請求できる立場にあります。ただし、加害者が被害者に賠償を行わない場合、被害者救済の観点から、被害者が自賠償保険に対して直接、賠償金を請求できるようになっています。本来加害者請求が原則であるため、被害者が加害者から賠償金を一部受け取っているなど加害者請求と被害者請求が競合した場合、加害者請求が優先します。

先回の審査会で御指摘のありました、被害者請求と社会保険等の請求権の優劣については、資料により説明させていただきます。

資料⑬をお願いいたします。資料にありますように最高裁判決による判例により優劣が示されており、自動車事故の被害者が市町村長から老人保健法に基づく医療給付を受けた場合、被害者の直接請求が優先されるとの判断が示されたものです。

次に、健康保険等の保険者と人身傷害保険会社との優先順位については、以前説明させていただいたとおり、損害保険料率算出機構における要綱や手引書の提供がされないため、参考図書である資料⑫「自治体担当者のための第三者行為求償の実務」にてお示しをさせていただきます。

資料⑫4ページをお願いいたします、本書178ページの上段にありますように、国保法や健保法によって被害者の損害賠償請求権を代位取得した国保等の保険者と保険法によって代位取得した私保険の保険者を別の序列で扱う理由はなく、両者の請求が競合した場合按分されると解されており。

同ページ、3のまとめにもあるように、実務上の取扱いとしては、①加害者請求、②被害者請求、③健康保険等の保険者と人身傷害保険会社との按分となる順序となると記されており。また、本日資料提供しておりませんが、高知県国民健康保険団体連合会の「第三者行為求償事務の手引き」においても同内容が示されており。

簡単ではありますが、自賠責からの支払い優先順位についての資料説明については以上です。
(国保年金課：酒井副課長)

それでは引き続きましてマニュアル（案）について説明いたします。資料⑩を御覧下さい。

資料、項番2番の表は、岡崎市国民健康保険の第三者行為求償事務に係る個人情報の収集対応マニュアルの主な修正点についてまとめたものでございます。今回の変更点を交えながら、資料番号⑪のマニュアルの要点を説明させていただきます。資料番号⑪のマニュアルの3ページを御覧ください。第1章冒頭に「1はじめに」とありますが、前回は「1第三者行為による傷病届の届出とは」というタイトルで、傷病届の提出義務について記載していましたが、このマニュアルの意義について記載しました。

同じページ、マニュアルの「2第三者行為求償事務について」ですが、求償事務の概要を記載しています。保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することができ、被保険者の傷病届の提出後に国民健康保険連合会に第三者求償事務を委託することができる旨を記載していました。これに加えて、マニュアル3ページの最後の段落になりますが、市が第三者求償事務を委託している連合会では、要綱に基づき、加害者側の損害保険会社への損害賠償請求を行うほか、加害者へ第三者求償を行うなどにより、損害賠償金の回収をしている旨を追加しました。

おめくりいただき4ページ、「3財政健全化」ですが、医療費は保険料だけではなく調整交付金などの税金からも賄われているので、適切な求償事務が行われることで財政の健全化に繋がる、という内容ですが、この部分は前回からの修正はありません。

「4市が行う国民健康保険における第三者求償に係る取組について」ですが、現在、市が実施している第三者求償に係るいくつかの取組について記載していましたが、これに加えて、マニュアル4ページの下から2つめの段落になりますが、2つの取組を追記しました。連合会から届いたレセプトについて、適正な請求であるかどうかを職員が点検する際に、第三者求償案件の疑いのあるものはレセプト点検担当者から報告をもらい被保険者へ照会している取組と新聞やニュース等の報道を活用している取組を追加しました。

また、現在は案件がないですが、国保連合会より受託解除された案件について市が直接第三者に求償して行くことをマニュアル4ページの一番下の段に明記しました。

5ページをお願いします。「5課題と取組強化」についてですが、この部分は前回のマニュアルにはなかった部分です。4ページの4で現状の取組について記載していますが、現在の取組に加え今後強化して行きたい取組を3点追加しました。

(1)第三者行為対象である確実性の担保ですが、○交レセや療養費、高額療養費等の申請書から疑いのある案件に対し、「おたずね」を送付していますが、未回答者に対して強く勧奨することが現在できていません。救急搬送データを活用し、第三者行為の可能性の高い案件について強く勧奨を行っていきたいです。

前回までの議論でも度々御指摘いただいている「おたずね」未回答者への勧奨強化ですが、傷病届の提出を依頼しているが未提出の案件は、月1回を目途に何度も提出の勧奨をするようにしていきます。

このほか、(3)についてですが、傷病届を提出していただくためには、制度の周知を強化していくことも重要だと考えるため、民間の医療機関へチラシを置いて行くことを検討していきます。

このマニュアルは、「個人情報の収集対応マニュアル」ですので、市が行っている第三者求償に係る他の取組について、直接は関係のないものかもしれませんが、第三者求償に関わる他の取組についてもしっかり理解し、さらに強化して行きたい取組の1つが消防からのデータの提供であるということを担当者に認識させるために、ここに記載させていただいております。

おめくりいただいて6ページ、「6個人情報収集の必要性」の内容を追加しました。現在実施している第1章4、第1章5の取組を実施するにあたって救急搬送データの提供を受けることで、第三者行為に繋がるより確実な情報が得られるため、傷病届の提出について、これまで以上の勧奨が可能になると考えています。おめくりいただいて7ページは以前からお示ししている、第三者求償事務のフロー図です。

おめくりいただいて8ページからは第2章として現行フローと変更後フローの説明をしています。8ページ「3変更後事務の流れ」についてはレセプトから漏れた人に対しても「おたずね」を送付する旨を追加し、9ページ「4変更後フロー」については消防から搬送データをもらった後④-1として○交レセの情報から、「おたずね」を送付すること、④-2として○交レセには載っていないが、搬送データBに載っている人に対して「おたずね」を送付するフローを追記しました。

おめくりいただきまして10ページからは第3章として実際の事務の流れを細かく記載しています。消防とやりとりするデータには必ずパスワードを付けること、不必要な情報は即削除すること、データの保存場所は国保年金課の中でも特定の人しかアクセスできないようにすること等を記載しています。消防から提供いただいたデータはこの手順に従って適正に管理していきたいと考えています。

次にA3カラーの資料⑥（追記）の説明をさせていただきます。こちらは、前回の審査会で配布させていただいた資料に追記をしました。まず紙の下半分は上段で出てくる用語の説明になり

ます。各項目の説明を改めてさせていただいております。上段の図を見ていただくと、救急搬送データを活用するとどこが強化されるのかを分かりやすくするため強化されると考えている項目に黄色の色を付けさせていただいております。また、現状の流れは赤の矢印、救急搬送データを活用することで追加される流れは緑色の矢印にさせていただきました。上段の図を見ていただきながら説明をさせていただきます。

一番上の○交レセ726枚の項目の右隣に黄色の色が塗ってある項目を御覧ください。消防からの救急搬送データを提供してもらうことで、救急搬送データには載っているが、○交レセには載っていない人、つまり○交レセの漏れに対しても「おたずね」を送付することができるので、この項目を追加させていただきました。

次に「おたずね」を送付した82件のうち、回答が無かった21件の項目を黄色にさせていただきました。○交レセはあくまで交通事故の疑いのあるものに対して医療機関が○交を付けてくるものであり、第三者行為であるということが確実ではないため、強く勧奨が出来ていないという現状があります。ただ、この回答が無い人の中にも本来傷病届の提出が必要な人はいると考えます。ここにも救急搬送データを活用していきたいと考えます。回答が無い人21件の中で救急搬送データと突合し、救急搬送データにも載っている人がいるとすれば、その人は確実に第三者行為による事故等であると言えます。この確実な情報で回答が無い人には連絡を取り、再勧奨をしていきたいと考えます。再勧奨の方法は電話連絡を基本として、電話が繋がらない人には、「おたずね」を再送付していきたいです。

前回の審査会で○交レセの漏れがどれくらいだと想定されているかという御質問があったと思います。実際の漏れを確認することはできませんが、自主的に届出のあった70件の方が○交レセに載っていたかどうかを確認したところ、14件は○交レセには載っていませんでした。このことから○交レセに全ての第三者行為の対象者が載ってくるとは言えないことが分かります。

現在、国保年金課においては、第三者行為求償事務について様々な取組を行い、本来保険者が負担すべきでない医療費を回収し財政健全化に努めているところでございます。○交レセ情報を確認し事務を行っていますが、届出の提出までにいならず未回収の案件も少なからずあるのが現状です。また、○交レセでないレセプトについて第三者行為求償の対象になるものもございます。こうした漏れを少しでも多く、届出の提出につなげるため救急搬送データを活用し、本マニュアル運用により、今まで以上に求償事務の精度を上げ、強化することにより国民健康保険の健全な運営に努めていきたいと考えております。説明は以上です。

(山崎会長)

ありがとうございました。前回の審査会以降で求償漏れの実態や優先順位の問題等色々なことが分かってきたと思います。前回の審査会で都築委員から御指摘があった部分については、いかがでしょうか。

(都築委員)

詳細に説明いただいたので、理解は進みました。

(山崎会長)

さらに質問したいことはありませんか。

(都築委員)

平成30年度14件の漏れがあったということでしたが、その漏れは全て本来求償すべき事案ということでしょうか。

(国保年金課：酒井副課長)

そのとおりです。「おたずね」を出してからのものでなくて、自主的に被保険者が傷病届を提出した件数が70件あり、その中のレセプトを調べていくと70件中14件〇交がついていないものがありました。これは〇交レセからでは分かりませんが、傷病届の届出に繋がったというものです。

(都築委員)

それは事故種別が交通事故のものだったが、医療機関のレセプトには挙がってこなかったということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

そのとおりです。原因は分かりませんが医療機関側からの〇交レセの記載漏れだと思います。

(都築委員)

実際、損害賠償責任を負うかどうかはその後絞り込みがされるということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

はい。連合会に委託し、精査してその結果相手の過失がない場合は、解除になることもあると思います。

(都築委員)

そういった14件についても仮に消防からの救急搬送データがあれば市から「おたずね」を送付できるということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

そのとおりです。資料⑥（追記）の右上の黄色の部分が今説明させていただき部分です。消防からの救急搬送データの提供を受けることで強化できると思います。

(山崎会長)

他に質問がなければ、結論を出したいと思います。中消防署から国保年金課への個人情報の提供について「相当である」という御意見の方は挙手をお願いします。

(櫻井委員・都築委員)

挙手。

(山崎会長)

全員一致ということで、中消防署から国保年金課への個人情報の提供について審査会は「相当である」という意見を出したいと思います。

本日はここまでにしたいと思います。以上で令和元年度第5回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和2年3月17日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山 崎 浩 司